

損壊家屋等の解体撤去申請に必要な書類等（公費解体）

- ・ 公費解体と費用償還（自費解体）では所定様式が異なりますのでご注意ください。
- ・ 解体の時期や施工業者の指定等はできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・ 申請書は郵送では受付いたしません。窓口へ持参し提出をお願いします。

No.	必要な添付書類	取得場所等
1	損壊家屋等の解体撤去申請書	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書を漏れなく記入してください。 	市の様式
2	申請書提出者の身分証明書〔運転免許証 又は マイナンバーカード 又は パスポート〕	
	<p>《1点で可》 公的機関が発行する<u>顔写真入り</u>の身分証明書 運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、その他（国、地方公共団体の機関が発行した身分証明書のうち顔写真付のもの）のうちいずれか1点</p> <p>《上記がない場合、次の中から2点》 国民健康保険又は健康保険の被保険者証、国民年金手帳、介護保険の被保険者証、その他（国、地方公共団体の機関が発行した書類等）のうちいずれか2点</p> <p>※ 申請書の提出を委任する場合は、代理人の身分証明書 ※ 原本を確認のうえ、写しを取らせていただきます。</p>	各発行機関
3	り災証明書（写し）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「全壊」の判定のものが対象となる。 ※ 原本を確認のうえ、写しを取る。 ※ り災証明書が発行されていない住家以外については、被災証明書及び被災状況写真 	開設窓口 （市民税課、各支所等）
4	建物登記簿〔登記事項証明書（建物・全部）〕（原本）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法務局の証明印があるものに限り（インターネットからダウンロードしたものは不可）。 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの ※ 建物が未登記の場合は、資産証明書のみでも代用可 	法務局
5	資産証明書（原本）	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取得は、「り災証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体撤去申請に使用する」ことを伝えてください。 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの。 	市の各証明窓口
6	建物配置図	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 解体する建物の配置図を記入してください。 ※ 敷地内の全家屋等について、方位・配置・形状・寸法を記載 	市の様式

※裏面もご覧ください。

《場合により必要な書類》

7 委任状		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 代理人が申請書を提出する場合に添付してください。 ※ 所有者の実印押印・印鑑登録証明書添付 ※ 代理人は認印使用可 	委任状…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口
8 登記簿上の権利関係者の同意書・印鑑登録証明書（原本）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共有者、抵当権者など、建物登記簿上の権利関係者がいる場合、全員分を添付してください。 ※ 同意者の実印押印・印鑑証明書添付 	同意書…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口
9 遺産分割協議書 又は 公正証書遺言書（写し）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未相続の建物を申請する場合に添付してください。 ※ 無い場合の必要書類については、下記 10 を参照。 ※ 原本を確認のうえ、写しを取らせていただきます。 	任意様式
10 相続関係図、法定相続人の同意書・印鑑登録証明書、戸籍謄本（原本）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未相続の建物を申請し、かつ遺産分割協議書又は公正証書遺言書がない場合に添付してください。 ※ 同意書は、実印押印・印鑑登録証明書添付（法定相続人全員分） ※ 戸籍謄本（被相続人：<u>出生から死亡まで</u>の戸籍謄本 相 続 人：<u>現在</u>の戸籍謄本） ※ 戸籍謄本の取得は、「り災証明書」の提示で無料となります（他市町村で取得する場合は除く）。必ず「損壊家屋等の解体撤去申請に使用する」ことを伝えてください（発行日から6ヶ月以内のもの）。 	相続関係図…任意様式 同意書…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口 戸籍謄本…本籍地の市町村
11 土地登記簿〔登記事項証明書（土地・全部）〕（原本）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物登記簿、資産証明書いずれも取得できない場合に添付してください。 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの ※ 土地登記名義人が死亡しており、申請者が法定相続人の場合は、上記 10 の書類添付が必要となります。 ※ 土地登記名義人が申請者又は申請者の被相続人ではない場合、上申書及び土地所有者からの同意書（実印押印・印鑑登録証明書添付）の添付が必要となります。 	土地登記簿…法務局 同意書…市の様式 印鑑登録証明書…居住地の市町村の各証明窓口 上申書…任意様式
12 商業登記簿（資本金が分かるもの）及び法人の印鑑証明書（原本）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人（中小企業）所有の建物の場合に添付してください。 ・ 代表者が申請する場合は、印鑑証明書を添付してください。 ※ 発行日から6ヶ月以内のもの 	法務局

※ 個別の状況により、上記以外の書類の提出が必要となる場合があります。

※ 資産証明書、印鑑登録証明書、戸籍謄本（他市町村で取得する場合は除く）の取得は、「り災証明書」の提示で無料となります。必ず「損壊家屋等の解体撤去申請に使用する」ことを伝えてください。

※ 証明書は、発行日から6ヶ月以内のものを提出してください。